

インボイス制度開始に伴う上下水道局からの「お知らせ」と「お願い」

令和 4 年 1 1 月
下関市上下水道局

○インボイス制度について

令和 5 年 1 0 月 1 日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されますが、「**適格請求書（インボイス）**」を発行することができるのは「**適格請求書発行事業者**」に限られます。

当該制度の開始日である**令和 5 年 1 0 月 1 日から適格請求書発行事業者として登録を受けるためには、原則として、令和 5 年 3 月 3 1 日までに納税地を所轄する税務署に登録申請書を提出する必要があります。**

下関市上下水道局では、以下のとおり適格請求書発行事業者の登録を行いましたのでお知らせします。

- ・ 下関市水道事業会計 T3-8000-2000-0391
- ・ 下関市工業用水道事業会計 T2-8000-2000-0392
- ・ 下関市公共下水道事業会計 T6-8000-2000-0389

○事業者の皆様へ

下関市上下水道局が所管する 3 事業（水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業）の工事請負、業務委託及び物品購入等の契約締結を令和 5 年 1 0 月 1 日以降に行う又は令和 5 年 1 0 月 1 日時点で契約締結中の課税事業者の方につきましては、令和 5 年 3 月 3 1 日までに適格請求書発行事業者の登録手続きを行っていただきますようお願いいたします。

○関連記事

インボイス制度特設サイト

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeirit-su/invoice.htm> <外部リンク>

○お知らせに関するお問合せ先

下関市上下水道局 経営管理課 契約管財係

電話番号 0 8 3 - 2 3 1 - 8 8 5 1

※インボイス制度に関するお問合せは納税地を所轄する税務署にお願いいたします。